

相次ぐ留置施設保護室内 虐待死事件に寄せて ③

田鎖麻衣子

今回は、三月号で触れた新宿警察署被留置者死亡事件を紹介する。亡くなったネパール人のシン・アルジュン・バハドゥール氏(以下A氏)の妻が都と国に対して提起した国家賠償請求訴訟で、東京地裁は三月十七日、被告都に約百万円の支払いを命じる判決を出した。原告弁護士が公表する判決書(社会課題の解決を目指す「公共訴訟」の支援を呼びかけるサイト「CAL4」に掲載)を読むと、様々な疑問が生じる。

今回は、三月号で触れた新宿警察署被留置者死亡事件を紹介する。亡くなったネパール人のシン・アルジュン・バハドゥール氏(以下A氏)の妻が都と国に対して提起した国家賠償請求訴訟で、東京地裁は三月十七日、被告都に約百万円の支払いを命じる判決を出した。原告弁護士が公表する判決書(社会課題の解決を目指す「公共訴訟」の支援を呼びかけるサイト「CAL4」に掲載)を読むと、様々な疑問が生じる。

このため、A氏は車いすに乗せられて検察庁へ送られた。標準手錠と新型捕縄を装着した状態で取調べが開始され、午前十一時頃に片方の標準手錠が外された後、急に動かかなくなり、救急隊員が駆け付け、一時三十分ほど心停止に至った。死因は、戒具使用部位の筋肉細胞が破壊され、そこから溶出した多量のカリウムが、戒具の解除により徐々に血液中に流れ出し、致死量に達したことによる、と認定された。

留置施設の事情に通曉した留置担当官の合理的な裁量に委ねられ、ただ、その裁量的判断は刑事取容施設及び被取容者等の処遇に関する法律二二三条一項所定の事由(逃走、自傷他害、設備・器具等の損壊)の防止に必要な限度内で合理的に行わねばならないという、緩やかな違法性判断基準を定立する。そして本件では、戒具使用の必要性判断に不合理な点はないうえ、必要以上の強度で身体を拘束し、もって戒具使用部位を傷つけ、血液循環を妨げたと認められる証拠はない、とした。

捕縄の紐をほどいたことがあり、留置担当官も速やかに結び目をほぐることができたこと、A氏は終始、手首をひねる動きをしていたから、手首を動かす程度には隙間があったと窺われること、③新型捕縄を解除できなかったのは、固結びを何度も行なったことが影響している可能性があること、緊縛されていたとは直ちに認められないことを挙げ、また④手首から先が赤黒く膨張していたのは、本人がベルト手錠や捕縄を外そうと動き続けてベルト手錠と両手首との接着部分が強擦れ、使用部位が圧迫されたことによる可能性も十分に考えられる、という。し

かし、③で述べるように結び目の固さが緊縛を示すものではないのであれば、①の事実認させるものとはならない。また、②は腕輪により強く圧迫された状態でも手首をひねる動きは可能であろう。④の「可能性」に至っては、率直なところ理解できない。判決は、筋肉細胞が破壊された原因についても、「戒具の使用」だとするのだが、筋肉を壊し、致死量のカリウム溶出に至るほどの激しい動きとは、いかなるものか。ともあれ、戒具使用は違法でないが、両手首から先の異常を認めた時点で速やかに病院に搬送する義務があった

のにこれを怠った点が違法だとしたのである。紙幅の関係で最後に、訴訟では争点外だった「新型捕縄」に触れる。法二二三条一項は、「内閣府令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することがで

きる」と定め、これを受けて内閣府令(施行規則)は別表で捕縄・手錠の制式を定めるが、そこに「新型捕縄」はない。都は、従来型の捕縄より短時間で安全に足首を縛れると胸を張るが、戒具は人身へ

の危険を伴うからこそ法定され、使用方法も規制されるのである。保護室増設にみられるように、より「簡便」「安全手」であるかの如くみえるものは、それだけ安易に使用され、濫用のリスクも高い。

留置施設では、常態化する保護室収容に加え、法令に定めのないものも含め種々の戒具が使用され、それに対する司法審査は極めて緩やかにしかなされない。これは恐ろしい事態である。(つづく)